| 卫 | |
|---|--|
| | |

市民生活の安全確保と市民満足度の向上

第1節 安心で安全なまちづくり 第2節 市民満足度の向上

野沢小学校 白倉 若奈さん





浅科小学校 3年1組合作



本牧小学校 加藤 慧美さん

第1節 安心で安全なまちづくり

●防 災 ●消防·救急 ●交通安全 ●防 犯 ●消費生活

防災

● 現状と課題

■ 本市は、周囲を山々に囲まれ、晴天率が高く降水量の少ない地域であり、比較的安全性の高い地域です。

しかし、全国各地では、大規模地震災害や台風 等による風水害、火山災害などの大規模災害が発 生し、住民生活に大きな影響を与えています。

本市においても、これら大規模災害の発生を想定する中で、平成17年度に佐久市地域防災計画を策定し、避難場所の確保や市域・県域を越えた応援協定の締結など防災体制の充実に努めています。

■ 大規模地震災害の発生は、佐久市域では過去に 例はありませんが、都市化が進展する中、建物の 高層化・大型化や危険物の集積に伴い、建物の倒 壊による災害が懸念されるとともに、火災を始め とする、二次・三次災害が発生する恐れがありま す。また、一般住宅においても、耐震性が十分に 保たれていない状況も見受けられます。



総合防災訓網

このような中、耐震診断の実施や耐震補強工事 を促進するとともに、建物の安全性に関する意識 の高揚を図る必要があります。

■ 台風や集中豪雨など異常な自然現象時には、局地的な災害発生の危険性を抱えており、治水対策・浸水防止対策が求められています。また、農地や山林の開発等に伴い、洪水予防機能・土砂の流出防止機能が低下していることも懸念されています。

これらの対応として、災害危険箇所の整備や河川・水路の改修を進めるとともに、農地や山林の 適正な保全に努める必要があります。

また、都市型災害の一つである急激な増水による浸水災害防止のため、市街地の雨水排水施設の整備を、今後も計画的に進める必要があります。

- 近年、浅間山による大規模な火山災害はありませんが、県、関係市町村、防災関係機関と共に浅間山火山防災対策連絡会議を設置するなど、火山災害に対する予防体制を整備しています。
- 災害発生時の人的・物的被害を最小限に抑えるためには、災害に関する予・警報等の情報収集及び伝達体制の充実強化が基本となることから、本市では、防災監視カメラ・防災行政無線の設置、FMさくだいらを活用した非常時中継放送システムや、県と連携した地域衛星通信ネットワーク・土砂災害情報相互通報システムなどの整備を進めてきました。

また、市内全区において自主防災組織の設置を 促進するとともに、毎年、多くの市民参加のもと、 関係機関が連携し総合防災訓練を行っています。

■ 今後も、FMさくだいら、佐久ケーブルテレビ との連携強化や防災情報伝達システムの充実によ り、予・警報や被災地域等の情報を的確に収集・ 伝達できる環境整備を一層進める必要があります。 市民の防災意識の高揚を図り、市民・事業所・関 係団体・行政など地域全体が連携し、佐久市地域 防災計画に沿った災害に強いまちづくりを推進す る必要があります。

■ 平成 1 6年に施行された、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)に基づき策定した佐久市国民保護計画に沿って、有事における市民の生命及び財産の保護のための対策を推進する必要があります。

● 施策の方向

- ◎ 耐震診断の実施や耐震補強工事を促進するとともに、河川等の改修や雨水排水施設の整備を推進します。
- ◎ 防災情報伝達システムの充実により、災害情報の早期収集・早期伝達を図ります。
- 》 市民の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の育成に努め、地域ぐるみの防災活動を促進します。
- ◎ 佐久市地域防災計画に沿った防災施策を展開し、災害に強いまちづくりを推進します。

● 主要施策

(1) 防災体制の強化

- 国・県・他市町村等との連携により、相互応援体制を始めとした防災機能の強化と、有事におけるライフラインの確保に努めます。
- 佐久市防災マップに基づく災害危険箇所について、市民への周知を図るとともに、引き続き 定期点検や計画的整備を推進します。
- 大規模災害に備え、防災関連施設の整備や防 災資機材等の備蓄を計画的に推進します。
- 予・警報や災害時の情報を的確に収集・伝達 できる防災情報伝達システムの充実を図ります。
- 治山治水対策の充実強化に努めるとともに、 河川等の改修や市街地の雨水排水施設整備を進 めます。

○ 佐久市国民保護計画に沿って、市民の生命及 び財産の保護のための対策を推進します。

(2) 市民防災活動の推進

- 自主防災組織の育成に努め、災害時要援護者 を含めた地域ぐるみの防災活動を促進します。
- 広報活動や総合防災訓練等の実施により、防 災知識の普及と防災意識の高揚を図ります。

(3) 災害に強い建物の整備

② 建物の安全性に関する意識の高揚を図るとと もに、住まいの安全「とうかい」防止対策事業 による耐震診断や耐震補強工事を促進します。

■ 自主防災組織数の推移

| 年 | | 度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 |
|---|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|
| 組 | 織 | 数 | 73 | 77 | 83 | 87 | 89 |

(資料:庶務課)

^{*}住まいの安全「とうかい」防止対策事業:昭和56年5月31日以前に着工した木造在来工法による長屋及び共同住宅以外の個人所有の木造住宅に対し、所有者の希望により、耐震診断は市が実施し、耐震補強工事に関しては市が費用の一部を補助する事業。

161

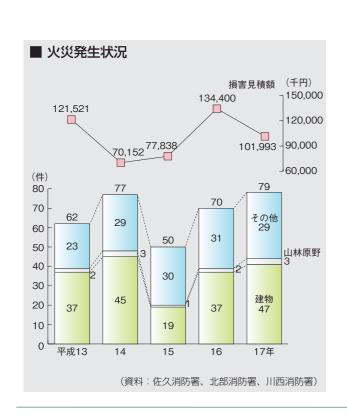
消防・救急

● 現状と課題

■ 常備消防体制については、平成12年度の佐久 広域連合発足に伴い、佐久広域圏域内の消防署の 連携が強化されるとともに、人員や緊急資機材な どの配備が進み、緊急時に迅速かつ的確に対応で きる消防・救急体制を構築しています。

本市は、佐久消防署、北部消防署、川西消防署 の3署体制により、緊急車両等の装備の更新、消 防水利の配備などが進められるとともに、平成 18年度からは3署の通信指令装置の統一が図ら れました。

■ 常備消防については、多くの山間部を含む広範 な市域や、都市化の進展による建物の高層化・大 型化など社会情勢の変化に対応するため、はしご 付消防ポンプ自動車の導入等装備の近代化や消防 署施設の充実、消防水利施設の拡充など、基礎的 消防能力の強化を促進する必要があります。





ポンプ操法大会

- 地域消防体制については、非常備消防である佐久市消防団23分団により組織され、ポンプ自動車・小型動力ポンプ・器具置場などの設備を備え、消防・水防活動を行うほか、行方不明者の捜索や関係機関等と連携し、一人暮らし高齢者世帯を中心に巡回を行うなど地域の重要な役割を担っています。
- 都市化の進展や高齢化が進み、消防団員の定数 確保が難しくなったことにより、地域の消防能力 の低下が懸念されています。このことから地域の 実情に応じた、消防団の組織体制の構築を図る必 要があります。また、老朽化した設備の整備・更 新を進める必要があります。
- 危険物を貯蔵する一般住宅を含めた施設や事業 所に対し、防火安全対策の徹底や防火診断の実施 を促進するとともに、市民への防火意識高揚のた めの広報活動を推進する必要があります。

特に、大型店舗やホテルなどの不特定多数が利用する施設、福祉施設、事務所などに対する防火管理及び危険物管理の徹底と指導体制の強化を図る必要があります。

また、消防法改正に伴う新築住宅への火災警報 器設置の周知を図る必要があります。

■ 救急業務については、高齢化の進展や幹線道路 の整備、さらには中部横断自動車道の整備に伴い 救急出動要請の増加が見込まれます。

このような中、救急・救助活動を迅速かつ的確に行い、救命率を高めるため、専門的な知識・技術を持った職員の養成や高度救急資機材の整備を図るとともに、医療機関との連携強化を促進する必要があります。

■ 救急時における救命効果を高めるため、自動体 外式除細動器を公共施設に配備するとともに、使 用方法について周知する必要があります。

■ 消防団設備等の状況(平成18年4月1日現在)

| 消 | 普 通 | 消防。 | ポンプ | 自 動 | 車 | (台) | 18 |
|---------|-----|-----|--------------------|-------------|------|-----|-------|
| 消防車両 | 小型 | 動力ポ | ンプ付 | 計積 載 | 東 | (台) | 27 |
| 両 | 小型 | 민 動 | カポ | ン | プ | (台) | 159 |
| | 消 | | 火 | | 栓 | (基) | 2,876 |
| 消防水利水利槽 | 防方 | | 2 0 m ³ | ~39 |) m³ | (基) | 149 |
| | 火水 | | 4 0 m ³ | ~59 | 9 m³ | (基) | 188 |
| | 槽 | | 6 0 m ³ | 以 | 上 | (基) | 2 |
| 水 | | 防 | 倉 | | 庫 | (棟) | 16 |
| 警 | | 쥴 | | | 楼 | (基) | 164 |
| 詰 | 所 | • 器 | 具 | 置 | 場 | (棟) | 186 |

(資料:消防団管理室)



● 施策の方向

- ◎ 常備消防体制の強化を図るため、消防・救急施設及び設備の整備・更新と職員の資質の向上を促進します。
- ◎ 地域の実情に応じた消防団組織体制の構築と、設備の整備・更新による消防団機能の強化に努めます。
- ◎ 市民の防火意識の高揚を図り、地域ぐるみで消防体制の充実に努めます。

● 主要施策

(1) 広域消防・救急体制の強化

- はしご付消防ポンプ自動車の導入など消防施 設・救急車両・機械器具等の計画的な整備・更 新を促進します。
- 救急隊員の資質向上や高度救急資機材の整備 を図るとともに、医療機関との連携強化を促進 します。
- 消防無線のデジタル化移行に伴い、通信指令 系統の一元化を促進します。
- 自動体外式除細動器の操作講習会や普通救命 講習会の実施により、応急手当の正しい知識と 技術の普及に努めます。

(2) 地域消防体制の充実

地域の実情に応じた消防団組織体制の構築を 図ります。

- 消防水利の配備を推進するとともに、消防団 の施設や小型動力ポンプ付積載車などの整備・ 更新を図ります。
- 消防団の活性化を推進し、地域と一体となっ た消防体制の充実を図ります。

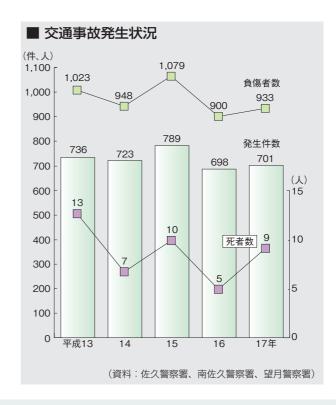
(3) 防火管理・防火体制の充実

- 危険物施設及び防火対象施設の予防査察強化 と、防火管理の指導徹底に努めます。
- 防火管理者協会・危険物安全協会との連携を 強化し、防災管理体制の充実を図ります。
- 新築住宅への火災警報器設置の周知など年間 を通じた広報活動により、防火意識の高揚を図 ります。

交通安全

● 現状と課題

- 全国における交通事故の死者数は、シートベルト着用者率の向上、飲酒運転の厳罰化等の悪質・危険運転者対策の効果などから減少傾向にあります。しかし、交通事故発生件数、負傷者数は増加傾向にあり、依然として厳しい交通情勢にあります。
- ■本市は、上信越自動車道・幹線道路の整備により、物流・観光等を目的とする車両の交通量が増加し、交通事故の発生件数は増加傾向にあります。このような中、中部横断自動車道の整備等により交通事故の増加が懸念されることから、交通事故のないまちづくりに取り組むことを目的に、平成17年度に「交通安全都市宣言」を行いました。今後も、佐久市交通安全計画に基づき、高齢者・障害者、さらには子どもを含めた、交通弱者を守るための交通安全施策を推進する必要があります。
- 交通事故の多くは、運転者・歩行者のルール違反や交通マナーの低下が要因となっています。
- 今後も、交通安全に対する広報活動を積極的に 行うとともに、関係機関等と密接な連携のもとに、 地域ぐるみで交通安全運動や交通安全教室を実施 し、子どもから高齢者まで、交通安全意識の高揚 を図る必要があります。
- 安全で快適な歩行者空間を確保するため、幹線 道路や通学路の歩車道分離を一層推進するととも に、交通安全施設の整備に努める必要があります。
- 不慮の交通事故に遭った際の救済のため、長野県民交通災害共済制度への加入を促進するとともに、交通事故相談体制の充実を図る必要があります。



● 施策の方向

◎ 佐久市交通安全計画に基づき、交通安全施設の整備を推進するとともに意識の高揚を図り、安全で快適な交通社会を実現します。

● 主要施策

(1) 交通安全施設の整備

- 歩道の整備を推進し、子どもや高齢者に優し い安全で快適な歩行者空間の確保を推進します。
- 危険箇所を点検し、道路標識・信号機・ガー ドレールなど交通安全施設の整備を推進します。

(2) 交通安全意識の高揚

- 歩行者・運転者の交通安全意識の高揚を図る ため、広報・啓発活動を推進します。
- わが家の交通安全課長事業や地域における交 通安全教室の開催などを通じ、シートベルト着 用の徹底など、交通安全意識の啓発を図ります。
- 高齢者の事故防止のため、高齢者交通安全モデル地区を指定し支援を図ります。

(3) 救済対策の充実

○ 交通事故によるトラブル解決のため、関係機関と連携し、交通事故相談体制の充実を図るとともに、長野県民交通災害共済制度への加入を促進します。



わが家の交通安全課長委嘱式

防犯

● 現状と課題

■ 近年、凶悪犯罪が多発し、犯罪が巧妙化・広域 ■ 本市では、防犯指導員、警察署、教育機関など 化・国際化する傾向にあります。 と連携し、防犯協会の組織強化を図るとともに、

また、高齢者を狙った詐欺、女性への暴力やストーカー、子どもに対する虐待など様々な犯罪が発生し、社会不安が高まっています。

特に、子どもが被害者となる殺人などの凶悪犯 罪や誘拐が発生しており、子どもを取り巻く環境 も大きく変化しています。

■ 本市においても、高速交通網が整備され、人的・物的交流が進展する中、犯罪の広域化・複雑化が進むとともに、凶悪犯罪や高齢者を狙った詐欺事件など様々な犯罪が発生しています。

また、凶悪犯罪に発展する恐れのある声かけや 変質者・不審者の出没など、子どもを狙った犯罪 の発生も懸念されています。

一方で、都市化が進展する中、地域住民の連帯 意識の希薄化が進み、地域防犯体制の弱体化が危 惧されています。 ■ 本市では、防犯指導員、警察署、教育機関など と連携し、防犯協会の組織強化を図るとともに、 防犯パトロールの実施や広報佐久、FMさくだい ら、佐久ケーブルテレビなどによる防犯情報の提 供を行っています。

特に、小学校児童への防犯ブザーの配布や子どもを守る安心の家の設置、青色回転灯装着車によるパトロールの実施など、子どもを犯罪から守るための施策を推進しています。

また、夜間の犯罪防止のため防犯灯を設置する など、防犯施設の整備を一層推進する必要があり ます。

■ 市民アンケートにおいても、日常生活に安全性 や安心感を求める傾向が強いことから、今後も犯 罪を未然に防止するため、市民の防犯意識の高揚 を図るとともに、家庭・地域・関係機関・行政が 一体となって地域防犯体制の充実を図る必要があ ります。



青色防犯パトロール出発式

● 施策の方向

- ◎ 家庭・地域・関係機関との連携を強化し、防犯活動・防犯体制の充実を図ります。
- ◎ 防犯に関する情報提供を充実し、市民の防犯意識の高揚を図ります。

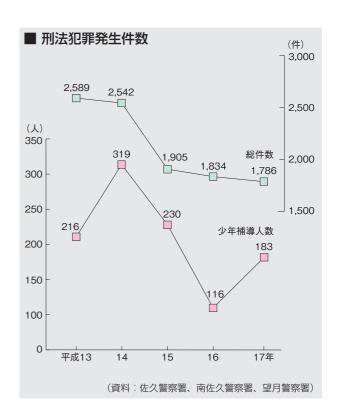
● 主要施策

(1) 防犯体制の強化

- 家庭・地域・事業所・学校・関係機関と連携 し、声かけ運動の実施や子どもを守る安心の家 の設置など、地域ぐるみの防犯活動を促進しま す。
- 地域コミュニティ活動を促進するとともに、 関係機関と連携し、地域防犯体制の充実を図り ます。
- 広報佐久、FMさくだいら、佐久ケーブルテレビなどによる、防犯に関する情報提供の充実に努め、防犯意識の高揚を図ります。

(2) 防犯環境の整備

- 夜間の犯罪防止のため、防犯灯の整備を推進 します。
- 全地球測位システム(GPS)等の高度情報 通信技術を活用した、防犯環境の整備に努めま す。





防犯パトロール

消費生活

● 現状と課題

- 近年、インターネットの普及により、様々な商品やサービスが容易に入手できるようになった反面、架空請求などの新たな問題が増加しています。さらに、悪質な訪問販売や誇大広告、高齢者を狙った詐欺事件が多発するなど、消費生活に関するトラブルが増加しています。
- また、食を取り巻く環境は、加工技術の高度化、 輸入食品の増加により大きく変貌し、牛海綿状脳 症(BSE)・鳥インフルエンザの発生、産地偽 装表示や農産物の残留農薬問題など、食品の安全 性に対する問題も発生しています。
- 消費者は、日常生活に氾濫する情報を的確に整理・把握し、正しい情報を選択する判断力を身につけることが重要となっています。

また、環境問題が表面化する中、環境に優しい消費生活の改善が一層求められています。

■ これまで、消費生活展等におけるパネル展示や 広報佐久などにより啓発活動を進めてきましたが、 今後も、関係機関との連携を強化し、広報佐久、 FMさくだいら、佐久ケーブルテレビなどによる 情報提供を進めるとともに、消費者生活相談の充 実と、消費者意識の高揚に努める必要があります。



消費生活展

● 施策の方向

◎ 関係機関との連携を強化し、消費生活に関わる情報提供を進め、消費者意識の高揚を図ります。

● 主要施策

(1) 消費者保護対策の推進

- 消費生活に関する情報提供の充実と、知識の 普及を図ります。
- 関係機関と連携し、消費者相談体制の充実を 図ります。

(2) 消費生活の改善

- 過大・過剰包装の改善を促進するため、ごみ 減量意識の高揚を図ります。
- 消費生活改善についての広報・啓発活動を推 進します。

第2節 市民満足度の向上

●協働のまちづくり ●行財政

協働のまちづくり

● 現状と課題

■ 近年、自由時間の増加や生活水準の向上に伴い、 市民の価値観やライフスタイルが変化し、市民が 行政に求めるサービスも多様化・複雑化していま す。

また、ボランティア活動やNPO活動が活発化するとともに、市民アンケートの結果に見られるように、市民のまちづくりへの参加意識が高まっています。

一方で、少子・高齢化や都市化の進展、さらには日常生活圏域の拡大により、地域コミュニティの希薄化が懸念されています。

■ 財政状況が厳しさを増す中、限られた行財政資源のもと、多様化する市民ニーズに対応するため、福祉・環境・防災などあらゆる分野において、市民の主体的な参加を促進し、市民と協働してまちづくりを進めていく必要があります。



子ども議会

■ 市民と行政が協働してまちづくりを進めていく うえで、それぞれが情報を共有することが重要で す

本市では、市民アンケートで市からの情報の入 手方法として最も多かった広報佐久を始め、市勢 要覧の発行や市内施設見学の実施、FMさくだい

■ 平成17年度 佐久市総合計画策定に係る市民アンケート 行財政運営について、力を入れるべき施策(複数回答)



ら、佐久ケーブルテレビなどを活用した広報活動を行うとともに、地区行政懇談会や市政モニター制度の実施、ホームページの「市政に対する意見・提言コーナー」の活用等による広聴活動の充実に努めてきました。

今後も、広報・広聴活動の充実を図るとともに、 個人情報の保護を徹底しつつ、積極的な情報提供 に努める必要があります。 ■ 市町村合併の進展とともに、国における三位一体改革が推進される中、地方へ権限や税源が移譲され、「地域のことは地域自身の責任において決める」という地方分権の流れが一層進んでいます。このような中、市民一人ひとりの積極的な市政参加を得ながら、地域コミュニティの活性化を図り、個性的で魅力ある地域づくりがこれまで以上に求められています。

● 施策の方向

- ◎ 市民の市政への参加を促進し、様々な分野で市民と協働したまちづくりを推進します。
- ◎ 市民と行政の連携強化を目指し、広報・広聴活動を充実するとともに、行政情報の公開・提供の充実を 図ります。
- ◎ ボランティア団体、NPOなどが活動しやすい環境を整備するとともに、地域コミュニティの活性化を 促進します。

● 主要施策

(1) 市民の市政参画機会の拡充

○ 政策課題について、市民意見公募手続制度な どによる市民の市政参画機会の拡充を図ります。

(2) 広報・広聴事業の充実

- 広報佐久の充実により、きめ細かな広報活動 を推進します。
- 市民ニーズの的確な把握のため、地区行政懇談会、市政モニター制度、ホームページの「市政に対する意見・提言コーナー」、子ども議会などによる広聴活動の充実を図ります。

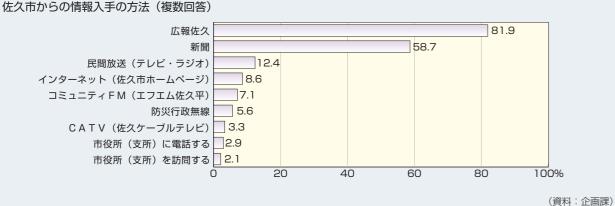
(3) 情報提供の推進

- 佐久市情報公開条例に基づく情報公開を推進 します。
- 佐久市個人情報保護条例に基づき個人情報の 保護に努めます。

(4) 地域コミュニティの活性化

○ 地域コミュニティ団体、ボランティア団体、 NPO等の活性化に努めます。

■ 平成17年度 佐久市総合計画策定に係る市民アンケート



*市民意見公募手続制度:パブリック·コメント手続。行政計画や制度についてその計画案や概要等を市民に公表し、それに対する意見を提案できる制度。

行財政

● 現状と課題

- 地方分権一括法の施行や三位一体改革の推進、 市町村合併の進展により、地方分権が実行の段階 を迎えている中、地方公共団体は、厳しい財政状 況を背景に、行財政基盤の強化が求められていま す。
- 地方公共団体は、「住民福祉の向上」を目的に、 住民がゆとりと豊かさを実感でき、活力に満ちた 地域社会の構築に向け、限られた行財政資源のも とで、多様化・複雑化する市民ニーズに適切に対 処するため、不断の行財政改革に取り組み、簡素 で効率的な行政体制を確立することが求められて います。
- 本市は、平成17年度に策定した佐久市行政改 革大綱において、行政運営を「経営」の視点で刷 新することが重要としています。

今後も、行政評価システムの導入による事務事業の点検や進捗状況・成果の公開、事務事業の民間委託の推進、組織機構の見直し、職員の資質の向上などに取り組み、効率的な行政運営を進め、市民サービスの一層の向上を図る必要があります。

■ 日本経済は、長期にわたる景気低迷から脱却しつつありますが、依然として先行き不透明感がぬぐいきれない中、少子・高齢化の進展による社会保障費の増大など、地方財政を取り巻く状況は厳しさを増しています。

このような中、本市では、中部横断自動車道建設関連事業や幹線道路建設事業、小中学校、総合文化会館、総合運動公園の整備など大型事業が山積しています。

■ 現在、健全な財政運営が保たれていますが、今後も多様化・複雑化する行政需要への対応や行政 水準の維持・向上を図るため、効率的な財政運営 を推進していく必要があります。

このため、市税の賦課徴収や適正な受益者負担、



ミロサービス

また企業誘致などによる自主財源の確保に努める とともに、長期的な財政計画に基づき、将来にわ たり健全財政を堅持し、各種大型事業を推進して いかなければなりません。

■ 市民の日常生活圏は、高速交通網の整備や高度 情報通信社会の進展に伴い、市域の枠を超えて拡 大しており、行政需要も多様化・広域化していま す。

行政分野においては、一市町村単位で行うより も広域的な運営の方が、経済的かつ効率的なサー ビスの提供が可能となる分野も少なくなく、近隣 市町村と連携し、広域的視点に立った行政運営を 進めることが求められています。

このような中、佐久圏域では、平成12年度に 佐久地域広域行政事務組合を佐久広域連合に移行 し、地方分権の受け皿となる体制の整備を図ると ともに、佐久地域広域行政圏計画に基づき、広域 行政を総合的かつ計画的に進めてきました。

■ 今後は、将来を見据えつつ、適切かつ効果的な 広域行政を推進する観点から、既存の一部事務組 合のあり方や市町村合併など、佐久地域の発展に とって最もふさわしい広域行政の体制について、 検討していく必要があります。

● 施策の方向

- ~ 「一人ひとりのための温かみと豊かさのある生活空間」の創出を基本とした行財政運営を進めます。~
- ◎ 佐久市行政改革大綱に基づき、行政を「経営」の視点を含め、多面的に検討しつつ刷新し、不断の改革 を推進します。
- ◎ 健全財政を堅持するため、安定した自主財源の確保に努めるとともに、長期的な財政計画に基づく財源の計画的・重点的配分を行い、効率的な財政運営を推進します。
- ◎ 佐久広域連合を中心に圏域市町村との連携・協力関係のもと、広域行政を推進するとともに、将来の広域行政体制のあり方について検討します。

● 主要施策

(1)効率的な行政運営

- 地方分権に即した、簡素で効率的な行政組織 を確立します。
- 行政への透明性の確保と、職員の意識改革の 向上を図るため、行政評価システムの導入を図 ります。
- 事務事業の民間委託や民営化を推進するとと もに、指定管理者制度の活用やPF ^{*} 手法の検 討を図ります。
- 地籍管理システム等各種行政処理システムを 構築します。

(2) 人事管理の適正化と職員資質の向上

- 定員適正化計画に基づき、適正な職員配置を 図ります。
- 職員の意識改革と能力開発を推進するため、 人事評価システムの導入を図ります。
- 幅広い視野と経験を身につけた人材を育成するため、他団体との人事交流を推進するとともに、各種研修の充実を図ります。
- 心身共に健康で職務に専念できるよう、執務 環境の改善と職員の健康管理に努めます。

(3) 効率的な財政運営

- 長期的財政計画に基づき、計画的・効率的な 財政運営を推進するとともに、経費の節減合理 化を図り、財政構造の弾力性の確保に努めます。
- 税財源確保のため、課税客体の的確な把握に 努めるとともに、納税意識の高揚と収納率の向 上を図ります。
- 受益者負担の原則に基づき、費用負担の適正 化を図ります。
- 合併特例債等市債の適正運用と、国・県等の 特定財源を活用した事業の導入を図ります。
- 市有財産の効率的活用により運用収入の確保 に努めるとともに、既存施設の有効利用を図り ます。

(4) 広域行政の推進

- 広域連合構成市町村と連携し、必要に応じた 共同処理等の検討を進め、広域圏全体の振興を 図ります。
- 佐久地域広域行政圏計画に基づき、広域事業 の効率化を促進します。
- 本市における火葬場利用の利便性を高めるため、市内への建設について調査検討を進めます。
- 関係機関・関係自治体と連携し、佐久ナンバーの実現を図ります。

*PFI:「Private Finance Initiative」の略。公共部門が実施していた公共施設等の建設や運営等を民間の資金やノウハウを活用し、民間事業者主導で実施することによって効率的・効果的な公共サービスの提供を図ること。

(5) 広域行政の組織機能強化

- 多様化する広域行政需要に適切に対応できる 組織体制の強化・充実を促進します。
- 事務処理の効率化を図るため、一部事務組合 の統合を検討します。
- 市町村合併など、佐久地域の発展にとって最 もふさわしい広域行政の体制について検討しま す。





■ 広域行政の状況

| 組合等の名称 | 構成市町村 | 共同処理する事務 |
|-------------------|--|--|
| 佐 久 広 域 連 合 | 佐久市·小諸市·小海町·佐久穂町·川上村·南牧村·南相木村·北相木村·軽井沢町·御代田町·立科町 | 広域市町村圏計画の策定・連絡調整等、火葬場、血液保管所、消防施設、と 畜場施設、視聴覚ライブラリー、養護・特別養護老人ホーム、生活保護法に よる救護施設、病院群輪番制運営事業、介護認定審査会、障害程度区分認 定審査会、人材育成、広域観光振興、広域的課題の調査研究、火薬消費等の 許可、液化石油ガス設備工事届出受理 |
| 北佐久郡老人福祉施設組合 | 佐久市·東御市·軽井沢町·御代田町·立科町 | 老人福祉施設、入所判定委員会 |
| 森 泉 山 財 産 組 合 | 佐久市·軽井沢町·御代田町 | 共有財産 |
| 小諸市外二市御牧ヶ原水道組合 | 佐久市·小諸市·東御市 | 御牧ヶ原水道 |
| 浅 麓 環 境 施 設 組 合 | 佐久市·小諸市·軽井沢町·御代田町 | し尿処理、ごみ処理(小諸市、御代田町)、下水道汚泥処理施設 |
| 佐 久 平 環 境 衛 生 組 合 | 佐久市·佐久穂町 | 環境衛生センター |
| 佐 久 水 道 企 業 団 | 佐久市·佐久穂町·御代田町 | 水道 |
| 浅 麓 水 道 企 業 団 | 佐久市·小諸市·軽井沢町·御代田町 | 水道用水供給 |
| 佐久市·軽井沢町清掃施設組合 | 佐久市·軽井沢町 | ごみ処理 |
| 南佐久環境衛生組合 | 佐久市·小海町·佐久穂町·川上村·南牧村· 南相木村·北相木村 | し尿処理(佐久市、佐久穂町除く)、ごみ処理(佐久市除く) 下水道(佐久市、佐久穂町、小海町) |
| 川西保健衛生施設組合 | 佐久市·東御市·立科町 | し尿処理、ごみ処理、母子健康センター、川西赤十字病院、 下水道(佐久市、立科町)、汚泥処理 |
| 佐久市望月外1市水道企業団 | 佐久市·東御市 | 水道 |